

環境の保全と創造に関する条例の規定に基づく工場等における規制基準（抜粋）

平成 8 年 3 月 29 日告示第 542 号

環境の保全と創造に関する条例（平成 7 年兵庫県条例第 28 号）第 34 条第 1 項の規定に基づき、工場等における規制基準を次のように定め、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

4 騒音の規制基準は、別表第 6 のとおりとする。

別表第 6

騒音の規制基準

区分	規制基準（単位 デシベル）		
	昼間 （午前 8 時から午後 6 時まで）	朝夕 （午前 6 時から午前 8 時まで 午後 6 時から午後 10 時まで）	夜間 （午後 10 時から翌日の午前 6 時まで）
第 1 種区域	50	45	40
第 2 種区域	60	50	45
第 3 種区域	65	60	50
第 4 種区域	70	70	60

備考 1 この表の第 1 種区域から第 4 種区域までの町ごとの区分は、騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、知事が指定する地域の区域の区分によるものとする。

なお、市ごとの区域の区分は第 1 種区域から第 4 種区域までとし、区分の詳細図は、兵庫県庁及び関係市役所に備え置いて、一般の縦覧に供する。

2 第 2 種区域、第 3 種区域又は第 4 種区域内に所在する学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条に規定する保育所、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法（昭和 38 年法律第 138 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 50 メートルの区域内における当該基準は、この表の値から 5 デシベルを減じた値とする。

3 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号及び第 9 号に掲げる工業専用地域又は臨港地区が、第 2 種区域、第 3 種区域又は第 4 種区域と隣接する場合、当該工業専用地域及び臨港地区のうち第 2 種区域、第 3 種区域又は第 4 種区域との境界線から 100 メートルの区域内における規制基準は、第 4 種区域の規制基準によるものとする。

4 風力発電設備に係る騒音にあつては、当該風力発電設備が発生させる騒音により、周辺的生活環境が損なわれるおそれがないと認められる場合は、この表に定める基準によらないことができる。

5 測定場所は、騒音を発生する工場等の敷地境界線上とする。ただし、3 に規定する場合の測定場所は、当該境界線上とする。

- 6 デシベルとは、計量法（平成4年法律第51号）別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。
- 7 騒音の測定は、計量法（平成4年法律第51号）第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。
- この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性（FAST）を用いることとする。
- 8 騒音の測定方法は、当分の間、日本工業規格Z8731：1983に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
- (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合には、その指示値とする。
  - (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
  - (3) 騒音計の指示値が不規則、かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
  - (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値とする。